

帯広市観光客誘致推進割引事業（泊まって遊ぼうおびひろ割）支援金支給要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症により、観光客をはじめとした人の動きが制限、縮小されホテル等の宿泊数に大きく影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、「帯広市観光客誘致推進割引事業」（以下「おびひろ割事業」という。）を実施し、帯広市内でホテル・旅館等を営む事業者に対して支援を行うとともに、十勝管内はもとより、管外からの観光客に対して、宿泊を伴う観光消費の喚起を促すことを目的とする。

（事務取扱者）

第2条 一般社団法人帯広観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）が事務を取り扱う。

（支援金の要件）

第3条 帯広市内においてホテル・旅館等を営む事業者に対し、申請により、宿泊代金からの割引額を支援金として支給する。ただし、1泊1人あたり3,000円を割引額の上限とし、1泊1人あたり6,000円未満の宿泊代金についてはその50%を上限とする。

- 2 支援金の総支給額は60,000,000円を上限とする。総申請額がこれを上回った場合、協会が施設規模等を総合的に勘案し、各宿泊施設への配分を決定する。
- 3 支援の対象となる商品は、対象事業者による直接販売又はオンライントラベルエージェント経由での販売によるものとする。
- 4 支援の対象となる期間は、第7条に規定する支給決定を受けた日から予約・販売された宿泊商品のうち、令和2年7月9日から令和3年2月28日までの利用分とする。
- 5 支援金の対象となる宿泊の利用回数に制限は設けない。ただし、連泊の上限については5泊までとする。
- 6 支援金の対象事業者は、支援金の対象となる商品の販売に際しては、おびひろ割事業であることを明らかにするため、「泊まって遊ぼうおびひろ割」と明記し、さらに本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。また、宿泊事業者の負担において1泊1人につき500円以上のサービスを付加した上で販売すること。
- 7 次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
 - (1) 国又は帯広市以外の地方公共団体からの支援等を受けて販売しているもの
 - (2) 国又は帯広市以外の地方公共団体が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など）
 - (3) 国又は帯広市以外の地方公共団体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するものの

- (4) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (5) その他、協会が不適当と認めるもの

(対象事業者)

第4条 対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 帯広市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く。）
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
 - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (2) 対象事業者として協会が適当と認められる者

(対象事業者の遵守事項)

第5条 対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組を実施していること。
- (2) 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする対象事業者は、次の書類を協会に提出するものとする。ただし、同一の法人等において、対象事業者が複数の施設にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- (1) 支援金申請書（様式第1号）
- (2) 支援金申請書内訳シート（様式第1号の2）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他協会が必要と認める書類

(支給決定額の通知)

第7条 協会は、内容を審査し、支援金額を決定し、支給決定通知書（様式第3号）により通知する。

(支給決定額の変更)

第8条 対象事業者は、支給決定額通知後に、次の各号に掲げる事由により第6条で提出

した支援金申請書の実施計画の金額等の変更をしようとする場合は、変更申請書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、前項の規定による変更申請により、支援金の支給決定額に変更を生じるときには変更支給決定通知書（様式第5号）により通知する。
- 3 前項の規定により通知を受けた対象事業者は、支援金支給決定額の増額分について請求書を提出することとし、又は減額分について直ちに返還することとする。

（月次報告）

第9条 対象事業者は、当月1日から末日までの実績について翌月15日までに、月次報告書（様式第6号）を協会へ提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、対象事業者が複数の施設にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

（実績報告）

第10条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了の翌月15日までに協会に提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、対象事業者が複数の施設にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- 2 前項に定める実績報告書等は次の書類とする。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 実績内容が証明できる書類の写し
- (3) その他協会が必要と認めるもの

（支援金の額の確定）

第11条 協会は、対象事業者から前条による実績報告があった場合、内容を審査の上、支援金支給確定通知書（様式第8号）により通知する。

（支援金の請求）

第12条 第7条の規定により通知を受けた対象事業者は、請求書を提出することとする。

（支援金の支給）

第13条 協会は、適正な請求書を受理した日から、30日以内に対象事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

（支援金の精算）

第14条 対象事業者は、第11条の規定による通知を受けた後、支援金の確定額と第13条の規定による支援金支給額とに差額があれば、それを協会へ返金しなければならない。

（支援金の支給条件）

第15条 支援金の支給に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、おびひろ割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。
- (3) 対象事業者は、おびひろ割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の対象となる商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(状況報告及び調査)

第16条 協会は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の支給決定の取消し)

第17条 協会は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を支給した後においても適用する。

(支援金の返還)

第18条 協会は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前各項の命令を受けた対象事業者は、協会が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第19条 対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第20条 この要綱に基づく手続き及びおびひろ割事業の実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合にあっても、帯広市及び協会は一切の費用を負担しないものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めのない事項については、帯広市と協会が協議の上、決定する。

附則 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。